

省エネ法定期報告における 自己託送の扱いについて

令和2年2月4日

資源エネルギー庁 省エネルギー課

省エネ法における電気の定義について

- 省エネ法においては、燃料を起源とする電気に代えて使用される再エネ等の電気であつて、自ら当該電気を使用する場合及び自営線によって供給されている場合、「エネルギー」の定義から除外されている。（省エネ法第2条及び省エネ法施行令第1条第2項）
- これは、省エネ法が燃料資源の有効な利用を目的として制定されたためである。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

2・3 （略）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（抄）

（定義）

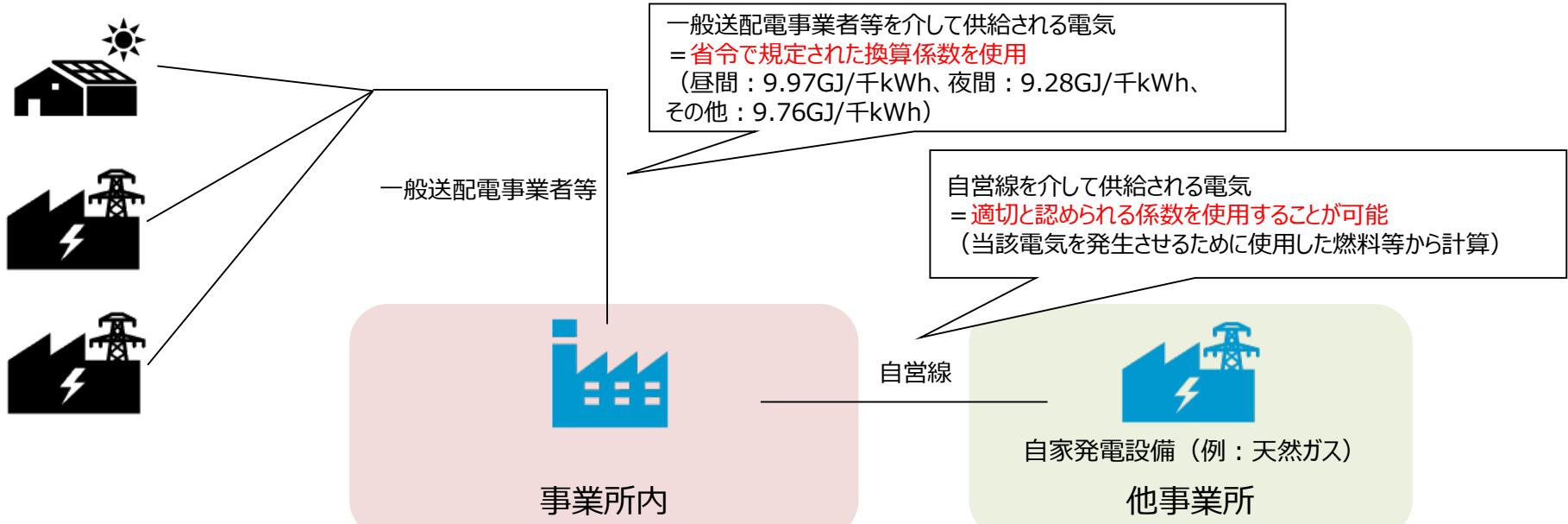
第一条 （略）

2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該電気を発生させた者が自ら使用すること。
- 二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用すること。

省エネ法定期報告における電気の扱いについて

- 現在、省エネ法定期報告においては、特定事業者等が消費する電気について以下の通り報告を求めている。
 - 一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気については、省令で定める係数を用いて発熱量（GJ）への換算を行うこととしている。
 - 自営線を用いて他者から供給を受ける電気については、当該電気を発生させるために使用した燃料が特定できるため、発電量及び発電に用いた燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能としている。



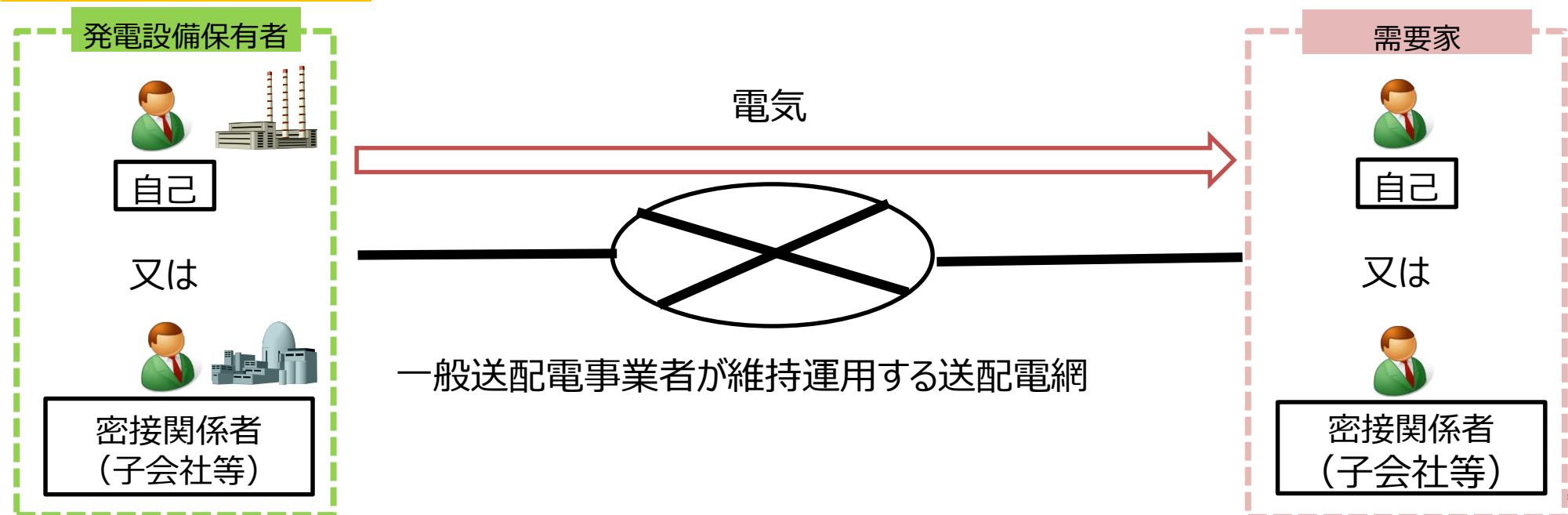
省エネ法定期報告における電気の報告に関する課題

- 平成25年の電気事業法改正により、一般送配電事業者の送配電網を利用して送電を行うこと（自己託送）が可能となった。現在、自己託送を使用した事例は多く存在している。
- 現行の定期報告書記入要領においては、自己託送を用いて電気の供給を受けた場合においても、一般送配電事業者等から供給された電気と同等の扱いになっている。これにより、例えば、高効率自家発電設備を導入し、自己託送によって自社内またはグループ会社間で融通するといった事例に対して、省エネ法上個別に扱うことができない。

(参考) 自己託送について

- 自己託送とは、自家発自家消費という供給行為を行い易くするための制度措置であり、
 - ① 非電気事業用の発電設備を維持及び運用する事業者が、
 - ② その発電設備（当該事業者と密接な関係を有する者（子会社等）が保有する発電設備を含む。）を用いて発電した電気を、
 - ③ 当該事業者の発電設備の設置場所とは別の場所にある自社工場や自社と密接な関係性を有する者（100%子会社等）に対して供給することに対応して、一般送配電事業者が提供する送配電サービスのこと。

自己託送イメージ図



省エネ法定期報告における自己託送の扱いについて（案）

- 自己託送については、以下の観点から、自営線と同様の扱いとし、省令に定められた係数ではなく、使用した燃料から求められる係数を用いてよいこととしてはどうか。
 - 自己託送制度においても計画値同時同量制度が適用されており、発電量（送電量）と需要量（受電量）を特定することが可能。そのため、当該電気を発生させるために使用した燃料を特定し、その電気に係る一次エネルギー換算を正確に行うことができると考えられる。
 - 自己託送制度を活用できるのは密接関係性を有する事業者間に限られており、需要家側における省エネ対策の効果が反映される。

